

大阪法人後見協議会

一般財団法人 アルファ 後見あしすと - アルファ
〒545-0021 大阪府大阪市阿倍野区阪南町 1-25-31-202

助成事業の概要

当事業は、多様な職種と人材により運営されている法人後見団体の事業継続とその専門性の向上を目的として実施を致します。高い専門性をもった専門職による連続した講義の形式を用い、法人後見活動ならびに成年後見支援に関心のある専門職、一般市民など幅広い層に受講を頂き、同制度と後見活動を行う法人の理解促進を図ります。

講座名 「学びなおし～成年後見制度と権利擁護の基礎知識～人材養成講座」

開催期間 令和 6 年 12 月 14 日（土）より令和 7 年 2 月 22 日（土）の 5 回開催

講義内容

- (1) 大阪家庭裁判所裁判官による特別講演～成年後見制度の現状とこれから～
- (2) 障がい福祉施策の現状とこれから
- (3) 精神障がい者と知的障がい
- (4) 介護保険制度の仕組みと手続き
- (5) 成年後見制度の仕組みと手続き
- (6) 意思決定とは
- (7) 認知症について～メカニズムと日常～
- (8) 日本の社会保障制度
- (9) 成年後見人の活動～実践の現場から～
- (10) 任意後見制度
- (11) 更生保護法と保護司の実情
- (12) 民法の基礎知識～遺言と相続～
- (13) 事例検討会

修了証 全講義修了者には修了証を授与

主催 大阪法人後見協議会

後援／事務局 財団法人後見あしすと - アルファ
協賛 四天王寺大学

事業の成果

本事業においては、家庭裁判所裁判官を含む 11 名の専門職（弁護士 5 名、大学教授 2 名、医師 2 名、保護司 1 名）の講演を頂きました。また日々、障がい者ならびに認知症の方々と向き合う 20 名の参加者をお迎えすることができました。本事業は研修会としては長期にわたっての実施となりましたが、事前の準備から始まり、各日程のスケジュールを大阪法人協議会の構成団体とともに進めたことにより、その一体感を深めた機会であったと同時に、参加者との関係性においても、本事業実施の目的と成年後見制度が向かうべき方向性の共有等、様々な現場（医療、福祉、法律）において、この度の研修で獲得した知識と理念の周知が進むものと考えております。

何より本講義におきまして、大阪家庭裁判所統括裁判官のご講演を頂けたことが、なにより大きな励みとなりました。裁判所裁判官のご講演は、民間団体主催の研修会ではまず望めない実情がありますが、本講義の意義と内容からご出演を実施下さったことは、大阪府下の成年後見制度を支える担い手にとって意義深いものと考えることが出来ます。またそのご講演におきまして、成年後見制度を支える担い手として、法人団体への期待を表明されたことは、大阪法人後見協議会の構成団体にとって、非常に心強いものとなり、大きな成果を得たと考えております。

本人材養成研修においては、途中退席者を出すことなく申込者全員が修了証をお手に取られ、また、終了後には法人後見の活動への参加希望者がでて参りました。こちらの実施の成果と言えます。

最後に、本研修会を終え、大阪家庭裁判所と大阪法人後見協議会との意見交換会の開催が決定しました。法人後見のこれからの活動方針を家庭裁判所とともに作り上げて参ります。

以上の様に、実施には事前準備を含め相当の労力と準備が必要ではありましたが、大阪府下の成年後見人にとって、実りの多い企画となりました。

える問題や課題の克服に向き合う問題解決型の運営へと発展するための方策の検討

本事業を礎に、以上のような取り組みが新たに見えて参りました。これらを仕組みとして組織化し、大阪府下の成年後見制度を支える担い手の質の向上を図って参ります。

成果の広報・公表

本事業は、大阪法人後見協議会の各団体ならびに一般財団法人後見あしすとアルファから、それぞれその成果を発信して参ります。と同時に、参加者の皆さんからも発信をいただく事となりますので、多様な視点から本事業の情報提供を行って参ります。

今後の展開

先にお示ししたように、多くの収穫と学びを得た本事業ですが、主に以下の点からその発展を進めます。

1. 法人後見活動へのコミットメントを希望される本事業参加者と法人とのマッチングの仕組みの創出
2. 成年後見受任者として、法人後見の新たな役割を、大阪家庭裁判所との協働により創出します。
3. 本事業の継続的实施（令和 8 年度企画実施の予定）ならびに研修会等の開催を通じた、成年後見制度と法人後見のさらなる周知を目指した取り組み
4. 大阪法人後見協議会が、それぞれの団体が抱